

別表 「使用料算定の基本的な考え方」の適用の有無及び性質別分類による受益者負担割合

1. 「使用料算定の基本的な考え方」の適用対象外の施設
法令等で使用料の算定方法等が定められている施設

夜間休日急病診療所、かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所、さざんか特殊歯科診療所、リハビリテーション病院【診療報酬】、保健所、老人福祉センター、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム朋松園、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉作業所太陽、光風みどり園、知的障害者更生施設北総育成園、身体障害者福祉ホーム若葉、リハビリセンター【診療報酬・介護報酬】、ケアハウス、母子父子福祉センター、簡易マザーズホーム、市営住宅【住宅】、図書館、博物館、小学校、中学校、特別支援学校【小・中等部】

県内の他市等と同じ算定方法等が適用される施設

市立船橋高等学校、特別支援学校【高等部】

原価により使用料を算定することが適当でない施設

病院、市場、下水道、看護専門学校、駐車場、自転車等駐車場

2. その他の施設

施設名	使用料徴収の有無	根拠	受益者負担割合	理由
男女共同参画センター	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが十分な供給量ではないため。) 公益性は高い。(男女共同参画社会の実現に向けた学習を行う団体等に貸し出しを行っているおり、「社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設」、「安全安心な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設」に該当するため。)
市民センター	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが十分な供給量ではないため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
リハビリセンター【リハビリ事業】	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが十分な供給量ではないため。) 公益性は高い。(社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設であるため。)
放課後ルーム	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが十分な供給量ではないため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
霊園	○	市が任意に定めている。	100%	市場性は高い。(採算性がある施設であるため。) 公益性は低い。(個人の価値観の違いによって選択的に利用する施設であるため。) 霊園・霊堂合算で受益者負担率を算出することに変更。
霊堂	○	市が任意に定めている。		
環境学習館	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
勤労市民センター	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(会議室等の貸出しを行っている施設であり、民間でも同種のサービスが提供されているが十分な供給量ではないため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)

施設名	使用料徴収の有無	根拠	受益者負担割合	理由
ふなばし三番瀬海浜公園【野球場】	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
ふなばし三番瀬海浜公園【庭球場】	○	市が任意に定めている。	75%	市場性は高い。(採算性がある施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
アンデルセン公園	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(単なる遊園施設ではなく都市公園である。そのため収益性が低く、採算性が低い施設であるため。) 公益性は中間。(街区公園と異なり、特定の受益者の利便を図る施設であるが、一定の公益性があるため。)
高根木戸近隣公園【庭球場】	○	市が任意に定めている。	75%	市場性は高い。(採算性がある施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
北習志野近隣公園【庭球場】	○	市が任意に定めている。	75%	市場性は高い。(採算性がある施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
プラネタリウム館	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが、サービスの量が十分でないため。) 公益性は高い。(地域における理科・科学教育を提供する教育施設であるため。)
視聴覚センター	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが、サービスの量が十分でないため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
市民ギャラリー	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが、サービスの量が十分でないため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
茶華道センター	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は低い。(主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設であるため。)
青少年会館	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが、サービスの量が十分でないため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
少年自然の家	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが、サービスの量と質が十分でないため。) 公益性は高い。(少年の情操や社会性を豊かにし、心身を鍛錬することによって健全な少年の育成を図るための施設であるため。)

施設名	使用料徴収の有無	根拠	受益者負担割合	理由
総合体育館	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
武道センター	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
運動公園【野球場】	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
運動公園【陸上競技場】	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
運動公園【庭球場】	○	市が任意に定めている。	75%	市場性は高い。(採算性がある施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
運動公園【プール】	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが、サービスの量が十分でないため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
運動公園【体育館】	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
運動公園【弓道場】	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
若松公園【野球場】	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
若松公園【庭球場】	○	市が任意に定めている。	75%	市場性は高い。(採算性がある施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)

施設名	使用料徴収の有無	根拠	受益者負担割合	理由
学校運動場夜間照明灯	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
法典公園【庭球場】	○	市が任意に定めている。	75%	市場性は高い。(採算性がある施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
法典公園【球技場】	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
法典公園【集会所】	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが十分な供給量ではないため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
運動広場	○	市が任意に定めている。	25%	市場性は低い。(民間のサービス提供が極めて低い施設であるため。) 公益性は中間。(スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
公民館	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが十分な供給量ではないため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
市民文化創造館	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが十分な供給量ではないため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
市民文化ホール	○	市が任意に定めている。	50%	市場性は中間。(民間でも同種のサービスが提供されているが十分な供給量ではないため。) 公益性は中間。(一定の公益性があり、特定の受益者の利便を図る施設であるため。)
市民活動サポートセンター	×	明確な根拠、理由がない。	0%	市場性は低い。(民間で同種又は類似のサービスの提供がない施設であるため。) 公益性は高い。(世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設であるため。)
子育て支援センター	×	明確な根拠、理由がない。	0%	市場性は低い。(民間で同種又は類似のサービスの提供がない施設であるため。) 公益性は高い。(子育てに関する相談業務、安心して遊べる場所の提供、子育てに関する情報及び学習機会の提供などを行っている施設であるため。)
児童ホーム	×	明確な根拠、理由がない。	0%	市場性は低い。(民間で同種又は類似のサービスの提供がない施設であるため。) 公益性は高い。(児童福祉法の趣旨にのっとり、児童の健全な育成を図るため施設であるため。)

施設名	使用料徴収の有無	根拠	受益者負担割合	理由
大神保青少年キャンプ場	×	明確な根拠、理由がない。	0%	市場性は低い。(民間で同種又は類似のサービスの提供がない施設であるため。) ※レジャー施設ではなく教育目的の施設としてのキャンプ場は民間でのサービスの提供がないため。公益性は高い。(大人だけの利用を認めておらず、キャンプによる共同生活を通じて体力を養い、心身共に健全な青少年の育成を図ることを目的にしているため。)
市道	-	-	0%	市場性は低い。(収益性が著しく低い施設。) 公益性は高い。(すべての市民が必要とする施設。)
公園	-	-	0%	市場性は低い。(収益性が著しく低い施設。) 公益性は高い。(世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設であるため。)